管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

## 新潟県人事委員会規則第12-87号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(規則第12-3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正後			改	正前
表			別	表		
機	関	職		機	関	職
本庁	(略)			本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 部長 局長			知事部局	危機管理監 部長 局
		参与 広報監 国際企				参与 広報監 情報
		画監 情報企画監 副部				画監 副部長 副局長
		長 副局長 次長 観光				次長 観光局長 都市
		局長 都市局長 技監				長 技監 総括政策監
		総括政策監 政策監 課				政策監 課長 室長(
		長 室長 (課に置かれる				に置かれる室の長を
		室の長を含む。) センタ				む。) センター長 企
		一長 企画主幹(人事に				主幹(人事に関する事
		関する事務を行うものに				を行うものに限る。)
		限る。) 国際企画主幹				際企画主幹 法務管理
		法務管理監 情報主幹				情報主幹 課長補佐
		課長補佐 室長補佐 セ				室長補佐 センター長
		ンター長補佐 総務係長				佐 総務係長(主管課
		(主管課に置かれるもの				置かれるものに限る。)
		に限る。) 総務班の副参				総務班の副参事(人事
		事(人事に関する事務を				関する事務を行うもの
		行うものに限る。)				限る。)
		(略)				(略)
	(略)				(略)	
本庁以	地域振興局	局長 部長 所長 医監		本庁以	地域振興局	局長 部長 所長 医
外の機		副部長 副所長 セン		外の機		副部長 副所長 セ
関		ター長(県民サービスセ		関		ター長(県民サービス
		ンター長を除く。) 次長				ンター長を除く。)次
		農林事務所長 維持管				農林事務所長 維持
		理事務所長 分所長 農				理事務所長 分所長
		林事務所次長 維持管理				林事務所次長 維持管
		事務所次長 総務課長				事務所次長 総務課長
		庶務課長 総務福祉課長				庶務課長 企画調整課
		企画調整課長(庶務に				(庶務に関する事務を
		関する事務を行うものに				うものに限る。) 業務
		限る。) 業務課長(佐渡				長(佐渡地域振興局地
		地域振興局地域整備部に				整備部に置かれるもの
		置かれるものに限る。)				限る。) 総務係長(津
		総務係長(津川地区振興				地区振興事務所に置か
		事務所に置かれるものを				るものを除く。)
		除く。)				
	(略)				(略)	I .

	水産海洋研	所長	総務課長	越路丸		水産海洋研	所長_	副所長	総務課長
	究所	船長				究所	越趾	各丸船長	
	(略)					(略)			
備考(略)					備考(	略)			

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。